

新旧対照表

○ 道路交通法に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

新	旧	備考								
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法 令 名：道路交通法（5-1）</td></tr> <tr><td>根 拠 条 項：第15条の6</td></tr> <tr><td>處 分 の 概 要：遠隔操作型小型車の使用者に対する指示</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法 令 の 定 め：</td></tr> <tr><td>處 分 基 準：別紙のとおり</td></tr> <tr><td>問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）</td></tr> <tr><td>備 考：</td></tr> </table>	法 令 名：道路交通法（5-1）	根 拠 条 項：第15条の6	處 分 の 概 要：遠隔操作型小型車の使用者に対する指示	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：	處 分 基 準：別紙のとおり	問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）	備 考：	(新設)	
法 令 名：道路交通法（5-1）										
根 拠 条 項：第15条の6										
處 分 の 概 要：遠隔操作型小型車の使用者に対する指示										
原権者（委任先）：千葉県公安委員会										
法 令 の 定 め：										
處 分 基 準：別紙のとおり										
問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）										
備 考：										

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>遠隔操作型小型車の使用者への指示の基準：</p> <p>1 指示の基準</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第15条の6の規定に基づき、使用者又はその使用者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、別表に定める法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路上における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示するものとする。</p> <p>(2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。</p> <p>(3) 指示は、使用者に過大な負担を課さないものとすること。</p> <p>(4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。</p> <p>(5) 指示の内容は、1回の違反について1回行うものとすること。</p> <p>2 指示の手続</p> <p>(1) 使用者に対する指示は、使用者の氏名（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称をいう。以下同じ。）、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しるべき必要な措置、指示の理由その他必要な事項を記載した書面を交付することにより行うこと。</p> <p>(2) 指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。</p> <p>(3) 指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示を行う場合には、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。</p> <p>3 指示の内容</p> <p>(1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを指示するものとする。</p> <p>(2) 将来における道路交通の危険と障害を防止するための必要な指示を行うものとする。</p> <p>(3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。</p> <p>4 指示を行った後の措置</p> <p>(1) 指示を行った後は、指示に違反していないかどうかの確認を行うこと。</p> <p>(2) 使用者に対する指示を実施した場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、使用者の氏名、住所（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の住所をいう。以下同じ。）、指示事項、指示の理由等を、当該区域を管轄する公安委員会に指示を実施したことを通知すること。</p>		

新	旧	備考																												
<p>別表</p> <p>使用者に対する指示の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指示を行う場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表の9、11及び12の項を除いて同じ。）が、法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官等の手信号その他の信号に従わなかつた場合（法第7条違反）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては、当該道路をいう。）に三以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し、若しくは踏切を通過しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず若しくは当該踏切を通過することができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができず当該道路若しくは当該踏切において停止するなど、当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じたとき（法第14条の3違反）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど、当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）</td></tr> <tr> <td>6</td><td>遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されてない場合（法第14条の4違反）</td></tr> <tr> <td>7</td><td>遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかつた場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の使用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）</td></tr> <tr> <td>8</td><td>届け出ている通行場所以外の場所において、遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合（法第15条の3第1項違反）</td></tr> <tr> <td>9</td><td>府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財團法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかつた場合（法第15条の3第1項違反）</td></tr> <tr> <td>10</td><td>法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合（法第15条の4違反）</td></tr> <tr> <td>11</td><td>交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路上に置いた場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第76条第3項違反）</td></tr> <tr> <td>12</td><td>場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出した場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第77条第1項第3号違反）</td></tr> <tr> <td>13</td><td>1から12までに掲げる場合のほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合</td></tr> </tbody> </table>	指示を行う場合		1	遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表の9、11及び12の項を除いて同じ。）が、法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）	2	遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官等の手信号その他の信号に従わなかつた場合（法第7条違反）	3	遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）	4	道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては、当該道路をいう。）に三以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し、若しくは踏切を通過しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず若しくは当該踏切を通過することができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができず当該道路若しくは当該踏切において停止するなど、当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じたとき（法第14条の3違反）	5	遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど、当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）	6	遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されてない場合（法第14条の4違反）	7	遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかつた場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の使用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）	8	届け出ている通行場所以外の場所において、遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合（法第15条の3第1項違反）	9	府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財團法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかつた場合（法第15条の3第1項違反）	10	法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合（法第15条の4違反）	11	交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路上に置いた場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第76条第3項違反）	12	場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出した場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第77条第1項第3号違反）	13	1から12までに掲げる場合のほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合		
指示を行う場合																														
1	遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表の9、11及び12の項を除いて同じ。）が、法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）																													
2	遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官等の手信号その他の信号に従わなかつた場合（法第7条違反）																													
3	遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）																													
4	道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては、当該道路をいう。）に三以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し、若しくは踏切を通過しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず若しくは当該踏切を通過することができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができず当該道路若しくは当該踏切において停止するなど、当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じたとき（法第14条の3違反）																													
5	遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど、当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）																													
6	遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されてない場合（法第14条の4違反）																													
7	遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかつた場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の使用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）																													
8	届け出ている通行場所以外の場所において、遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合（法第15条の3第1項違反）																													
9	府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財團法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかつた場合（法第15条の3第1項違反）																													
10	法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合（法第15条の4違反）																													
11	交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路上に置いた場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第76条第3項違反）																													
12	場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出した場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第77条第1項第3号違反）																													
13	1から12までに掲げる場合のほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合																													

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
<u>令和5年4月1日作成</u>	<u>平成20年2月6日作成</u>	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>2</u>)	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>1</u>)	
根 拠 条 項 : 第22条の2第1項	根 拠 条 項 : 第22条の2第1項	
処 分 概 要 : 最高速度違反行為に係る指示	処 分 概 要 : 最高速度違反行為に係る指示	
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	
法令の定め :	法令の定め :	
処 分 基 準 :	処 分 基 準 :	
<p>「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の車両について最高速度違反が繰り返されたような場合 同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反が行われたような場合 使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合 <p>などである。</p>	<p>「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の車両について最高速度違反が繰り返されたような場合 同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反が行われたような場合 使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合 <p>などである。</p>	
問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備 考 :	備 考 :	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
<u>令和5年4月1日作成</u>	<u>平成20年2月6日作成</u>	
法令名：道路交通法（5-③）	法令名：道路交通法（5-②）	
根拠条項：第51条の4第4項	根拠条項：第51条の4第4項	
処分概要：放置違反金の納付命令	処分概要：放置違反金の納付命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め： 道路交通法第51条の4第1項及び第3項	法令の定め： 道路交通法第51条の4第1項及び第3項	
処分基準： 第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第4項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。	処分基準： 第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第4項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることとする。	
問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備考：	備考：	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
<u>令和5年4月1日作成</u>	<u>平成20年2月6日作成</u>	
法令名：道路交通法（5- <u>4</u> ）	法令名：道路交通法（5- <u>3</u> ）	
根拠条項：第51条の9	根拠条項：第51条の9	
処分概要：登録法人に対する適合命令	処分概要：登録法人に対する適合命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：	法令の定め：	
処分基準： 登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。	処分基準： 登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。	
問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備考：	備考：	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
令和5年4月1日作成	平成20年2月6日作成	
<p>法令名：道路交通法（5-<u>5</u>）</p> <p>根拠条項：第51条の10</p> <p>処分概要：確認事務受託対象法人の登録の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：</p>	<p>法令名：道路交通法（5-<u>4</u>）</p> <p>根拠条項：第51条の10</p> <p>処分概要：確認事務受託対象法人の登録の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：</p>	
<p>処 分 基 準 :</p> <p>登録法人に道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。</p> <p>なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 	<p>処 分 基 準 :</p> <p>登録法人に道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。</p> <p>なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 	
問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備 考：	備 考：	

新	旧	備考
処分基準		
法令名 : 道路交通法 (5- <u>6</u>)	法令名 : 道路交通法 (5- <u>5</u>)	
根拠条項 : 第51条の13第2項	根拠条項 : 第51条の13第2項	
処分概要 : 駐車監視員資格者証の返納命令	処分概要 : 駐車監視員資格者証の返納命令	
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	
法令の定め : 確認事務の委託の手続等に関する規則第14条	法令の定め : 確認事務の委託の手続等に関する規則第14条	
処 分 基 準 : 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置駐車の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。	処 分 基 準 : 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置駐車の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。	
問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備 考 :	備 考 :	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
法令名 : 道路交通法 (5- <u>7</u>)	法令名 : 道路交通法 (5- <u>6</u>)	
根拠条項 : 第58条の4	根拠条項 : 第58条の4	
処分概要 : 過積載車両に係る指示	処分概要 : 過積載車両に係る指示	
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	
法令の定め :	法令の定め :	
処分基準 :	処分基準 :	
<p>「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合などである。 	<p>「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合などである。 	
問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備考 :	備考 :	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
法令名 : 道路交通法 (5- <u>8</u>) 根拠条項 : 第66条の2第1項 处分概要 : 過労運転車両に係る指示 原権者(委任先) : 千葉県公安委員会 法令の定め :	法令名 : 道路交通法 (5- <u>7</u>) 根拠条項 : 第66条の2第1項 处分概要 : 過労運転車両に係る指示 原権者(委任先) : 千葉県公安委員会 法令の定め :	
処分基準 : 「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について過労運転が繰り返されたような場合・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合・ 使用者が過労運転を誘発するような行為をしていた場合 などである。	処分基準 : 「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について過労運転が繰り返されたような場合・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合・ 使用者が過労運転を誘発するような行為をしていた場合 などである。	
問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備 考：	問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備 考：	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5- <u>9</u> ）	法 令 名：道路交通法（5- <u>8</u> ）	
根 抱 条 項：第74条の3第6項	根 抱 条 項：第74条の3第6項	
処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令	処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）	法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第9条の9第1項（安全運転管理者の要件）、第9条の9第2項（副安全運転管理者の要件）、第9条の10（安全運転管理者の義務）	
処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 • 安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 • 30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 • 安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 • 安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 • 安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合等が該当する。	処 分 基 準： 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 安全運転管理者等が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項又は第4項の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合 具体的には、 • 安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合 • 30歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合等が該当する。 2 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、 • 安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合 • 安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合 • 安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合等が該当する。	
問 い 合 わ せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）	
備 考：	備 考：	

新 処 分 基 準	旧 処 分 基 準	備考																
<p style="text-align: center;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-<u>10</u>）</td><td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法（5-<u>9</u>）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 抠 条 項：第74条の3第8項</td><td style="padding: 5px;">根 抠 条 項：第74条の3第8項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令</td><td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td><td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）</td><td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合</td><td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）</td><td style="padding: 5px;">問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td><td style="padding: 5px;">備 考：</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>	法 令 名：道路交通法（5- <u>10</u> ）	法 令 名：道路交通法（5- <u>9</u> ）	根 抠 条 項：第74条の3第8項	根 抠 条 項：第74条の3第8項	処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令	処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）	法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）	処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合	処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合	問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）	問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）		備 考：	備 考：	
法 令 名：道路交通法（5- <u>10</u> ）	法 令 名：道路交通法（5- <u>9</u> ）																	
根 抠 条 項：第74条の3第8項	根 抠 条 項：第74条の3第8項																	
処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令	処 分 の 概 要：自動車の使用者に対する是正措置命令																	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会																	
法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）	法 令 の 定 め：道路交通法第74条の3第7項（安全運転管理者に対する権限付与、必要な機材の整備）																	
処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合	処 分 基 準： 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。 1 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し、必要な権限を与えていないため自動車の安全な運転が確保されていない場合 具体的には、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えていないことにより、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合等が該当する。 2 自動車の使用者が、安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項の業務を行うため必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合																	
問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）	問い合わせ先：交通部交通総務課安全教育第一係（043-201-0110）																	
備 考：	備 考：																	

新	旧	備考
処分基準	処分基準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法令名：道路交通法（5-11）</p> <p>根拠条項：第75条第2項</p> <p>处分概要：自動車の使用制限命令</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：</p> <p>道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等）</p> <p>道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p>	<p>法令名：道路交通法（5-10）</p> <p>根拠条項：第75条第2項</p> <p>处分概要：自動車の使用制限命令</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法令の定め：</p> <p>道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等）</p> <p>道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）</p>	
<p>処分基準：</p> <p>別添のとおりである。</p>	<p>処分基準：</p> <p>別添のとおりである。</p>	
<p>問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110</p> <p>備 考：</p>	<p>問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110</p> <p>備 考：</p>	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処分基準		
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法令名：道路交通法（5- <u>12</u> ）	法令名：道路交通法（5- <u>11</u> ）	
根拠条項：第75条の2第1項	根拠条項：第75条の2第1項	
処分概要：自動車の使用制限命令	処分概要：自動車の使用制限命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）	法令の定め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）	
処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	処分基準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。	
問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先： 交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備考：	備考：	
別添 (略)	別添 (略)	

新	旧	備考												
<p>処分基準</p> <p style="color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>13</u>)</td></tr> <tr><td>根 拠 条 項 : 第75条の2第2項</td></tr> <tr><td>処 分 概 要 : 車両の使用制限命令</td></tr> <tr><td>原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め :</td></tr> <tr><td>道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)</td></tr> </table> <p>処 分 基 準 :</p> <p>使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備 考 :</p> <p>別添 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>13</u>)	根 拠 条 項 : 第75条の2第2項	処 分 概 要 : 車両の使用制限命令	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め :	道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)	<p>処分基準</p> <p style="color: red;">令和5年1月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>12</u>)</td></tr> <tr><td>根 拠 条 項 : 第75条の2第2項</td></tr> <tr><td>処 分 概 要 : 車両の使用制限命令</td></tr> <tr><td>原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め :</td></tr> <tr><td>道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)</td></tr> </table> <p>処 分 基 準 :</p> <p>使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>問い合わせ先 : 交通部交通指導課 電話043-201-0110 備 考 :</p> <p>別添 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>12</u>)	根 拠 条 項 : 第75条の2第2項	処 分 概 要 : 車両の使用制限命令	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め :	道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>13</u>)														
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項														
処 分 概 要 : 車両の使用制限命令														
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会														
法令の定め :														
道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)														
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>12</u>)														
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項														
処 分 概 要 : 車両の使用制限命令														
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会														
法令の定め :														
道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)														

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	(新設)	
法 令 名：道路交通法（5-14）		
根 拠 条 項：第75条の26第1項		
処 分 の 概 要：特定自動運行実施者に対する指示		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会		
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の26第2項		
処 分 基 準：別紙のとおり		
問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）		
備 考：		

新	旧	備考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>特定自動運行実施者への指示の基準 :</p> <p>1 指示の基準</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要なと認められるときを除き、法第75条の26第1項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。</p> <p>(2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。</p> <p>(3) 指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとすること。</p> <p>(4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。</p> <p>(5) 指示の内容は、1回の違反について1回行うものとすること。</p> <p>2 指示の手続</p> <p>(1) 指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。</p> <p>(2) 指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の2の2第1項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。</p> <p>(3) 指示を行う場合には、行手法第14条第1項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。</p> <p>(4) 指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをするべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。</p> <p>(5) 指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。</p> <p>3 指示の内容</p> <p>(1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。</p> <p>(2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。</p> <p>(3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。</p> <p>4 指示を行った後の措置</p> <p>指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。</p>		

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	(新設)	
法 令 名：道路交通法（5－15）		
根 拠 条 項：第75条の27第1項		
処 分 の 概 要：特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止		
原権者（委任先）：千葉県県公安委員会		
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の27第2項		
処 分 基 準：別紙のとおり		
問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043－201－0110）		
備 考：		

新 別紙	旧	備考
<p>特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止の基準 :</p> <p>1 指示との関係</p> <p>許可の取消し及び許可の効力の停止は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「处分事由」という。）に当たる道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定等の違反について法第75条の26第1項の規定に基づく指示（以下単に「指示」という。）を行い、当該指示に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次のような場合は、指示を行わずに、直ちに許可の取消し又は許可の効力の停止を行つても差し支えない。</p> <p>(1) 法の規定に基づく千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長の処分に違反した場合</p> <p>(2) 同種の处分事由に当たる法若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定又は法の規定に基づく公安委員会若しくは警察署長の処分に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）であつて悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視するなど、指示によつては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合</p> <p>(3) 指示を行つた場合に、当該指示には違反していないが、当該指示を行う事由となつた法令違反行為と同種の法令違反行為を行つた場合</p> <p>(4) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）</p> <p>(5) B以上の量定に相当する处分事由に当たる法令違反行為が行われた場合</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合</p> <p>2 量定</p> <p>許可の取消し又は許可の効力の停止の量定の区分は次のとおりとし、各处分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。</p> <p>A 許可の取消し。</p> <p>B 1月以上6月以下の許可の効力の停止。基準期間は3月。</p> <p>C 10日以上3月以下の許可の効力の停止。基準期間は1月。</p> <p>D 5日以上1月以下の許可の効力の停止。基準期間は7日。</p> <p>3 許可の取消し</p> <p>許可の取消しは、量定がAである处分事由がある場合のほか、2及び4から6までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、7（2）アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど改善が期待できないと判断されるときに行うものとする。</p> <p>なお、別表の4の处分事由については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自動運行実施者が法人である場合において、その役員が法第75条の14第1号に規定する欠格事由に該当することとなった場合で、事実判明後、当該特定自動運行実施者が速やかにその者の解任手続を進めているとき <p>等のように、处分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合で、当初は当該違反状態を認識していなかった場合には、許可の取消しは行わないものとする。</p>		

新	旧	備考
<p>4 許可の効力の停止の併合</p> <p>处分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの处分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各处分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各处分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各处分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。</p> <p>5 観念的競合</p> <p>2以上の处分事由に該当する一つの法令違反行為について許可の取消し又は許可の効力の停止を行う場合は、それらの处分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの处分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ长期及び短期とする。</p> <p>6 常習違反加重</p> <p>最近1年間に3月以上の許可の効力の停止を受けた特定自動運行実施者が当該許可の効力の停止の处分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、許可の取消しを行うものとする。</p> <p>また、最近3年間に許可の効力の停止を受けた者に対し許可の効力の停止を行う場合の量刑は、その处分事由に係る量刑がAに相当するときを除き、当該許可の効力の停止の处分事由について2、4及び5に定める量刑の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に許可の効力の停止を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を长期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。</p> <p>7 許可の効力の停止に係る期間の決定</p> <p>許可の効力を停止する期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 量定がAに相当するもの以外のものについて許可の効力の停止を行う場合は、前記2に定める基準期間（4に規定する場合は、各处分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は、各处分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、6後段に規定する場合は、当該处分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。</p> <p>(2) 許可の効力の停止を行う場合において次に掲げるような处分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、2及び4から6までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。</p> <p>ア 处分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。</p> <p>(ア) 最近3年間に同一の处分事由により行政処分に処せられたこと。</p> <p>(イ) 指示を行った場合にその事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。</p> <p>(ウ) 处分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。</p> <p>(エ) 悔悛の情が見られないこと。</p> <p>(オ) 地域住民からの苦情等が多数あること。</p> <p>(カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。</p> <p>イ 处分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。</p> <p>(ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。</p>		

新	旧	備考
<p>(イ) 处分事由に係る法令違反行為を防止できなかつたことについて過失が小さいと認められること。</p> <p>(ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反を行つたことがなく、悔悛の情が著しいこと。</p> <p>(エ) 改善措置を自主的に行つてゐること。</p> <p>(3) 別表の3の処分事由については、</p> <p>○ 特定自動運行の経路の一部において、道路工事、交通規制の変更その他の事後的な要因により、当該特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の使用条件を満たさないこととなる区間が存在することとなった場合において、当該特定自動運行実施者が、直ちに、当該区間を含まない経路において特定自動運行を行うための特定自動運行計画の変更の許可を受けようとしているとき</p> <p>等のように、特定自動運行実施者の責に帰すべきではない客観的事情によるものであつて、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は、現に是正、回復等しようとしている場合には、許可の効力の停止は行わないものとする。</p> <p>8 許可の取消し及び効力の停止の手続</p> <p>(1) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。</p> <p>(2) 許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞及び弁明規則」という。）第8条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。</p> <p>(3) 許可の効力の停止を行う場合には、聴聞及び弁明規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。</p> <p>(4) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。</p> <p>(5) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。</p> <p>9 許可の効力の停止と他の行政処分との関係</p> <p>許可の取消しを行うときは、許可の効力の停止は行わないものとする。</p> <p>また、許可の効力の停止を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該許可の効力の停止の処分事由について指示を併せて行うことができる。</p>		

新			旧	備考
処 分 事 由	関 係 条 項	量 定	別表	
1 法又は法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為 （1）不正の手段による許可の取得	法第75条の12第1項 法第75条の16第1項 法第117条の2第2項 第4号	A		
（2）特定自動運行計画の無許可変更	法第75条の16第1項 法第117条の2第2項 第5号	B		
（3）特定自動運行計画等の遵守義務違反	法第75条の18、法第117条の4第2項	C		
（4）特定自動運行における救護義務違反 （人の死傷があった場合）	法第75条の23第1項 前段、同条第3項前段、 法第117条第3項	B		
（5）特定自動運行における救護義務違 （（4）の違反行為に該当する場合を除 く。）	法第75条の23第1項 前段、同条第2項、同条 第3項前段、法第117 条の5第2項	C		
（6）その他の法又は法に基づく政令、内閣 府令若しくは国家公安委員会規則の規定に 違反する行為		D		
2 法の規定に基づく公安委員会又は警察署長 の処分 （1）特定自動運行実施者に対する指示違反	法第75条の26第1項 法第117条の2第2項 第3号	B		
（2）許可の効力の停止違反	法第75条の27第1項 法第117条の2第2項 第3号	A		
（3）許可の効力の仮停止違反	法第75条の28第1項 法第117条の2第2項 第3号	A		
3 特定自動運行計画が法第75条の13第1 項各号に掲げる許可基準に適合しなくなっ たとき		B		
4 特定自動運行実施者が法第75条の14各 号に掲げる欠格事由のいずれかに該当するこ となつたとき		A		

新	旧	備考
処 分 基 準		
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法令の定め :	法令の定め :	
処 分 基 準 : 別紙のとおり	処 分 基 準 : 別紙のとおり	
問い合わせ先 : 警察署 交通課	問い合わせ先 : 警察署 交通課	
備 考	備 考	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準		
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>17</u>)	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>14</u>)	
根 抱 条 項 : 第77条第5項	根 抱 条 項 : 第77条第5項	
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し	処 分 の 概 要 : 道路使用許可の停止又は取り消し	
原権者（委任先） : 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）	原権者（委任先） : 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）	
法令の定め : 法第77条第6項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）	法令の定め : 法第77条第6項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）	
処 分 基 準 : 別紙のとおり	処 分 基 準 : 別紙のとおり	
問い合わせ先 : 警察署 交通課	問い合わせ先 : 警察署 交通課	
備 考 :	備 考 :	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5－ <u>18</u> ）	法 令 名：道路交通法（5－ <u>15</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第5項	根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第5項	
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	
法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>90</u> 条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第 <u>33</u> 条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒 否又は保留の基準等）、第 <u>33</u> 条の3（免許を与えた後における免許の 取 消し又は停止の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>90</u> 条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第 <u>33</u> 条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒 否又は保留の基準等）、第 <u>33</u> 条の3（免許を与えた後における免許の取 消し又は停止の基準）	
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを 基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、 別紙のとおり。	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを 基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、 別紙のとおり。	
問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話 043-274-2000)	問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話 043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5- <u>19</u> ）	法 令 名：道路交通法（5- <u>16</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第6項	根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第6項	
処 分 の 概 要：運転免許の取消し	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>90</u> 条第2項（免許の拒否等）	法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>90</u> 条第2項（免許の拒否等）	
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5－ <u>20</u> ）	法 令 名：道路交通法（5－ <u>17</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第9項	根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第9項	
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>33</u> 条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>33</u> 条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5－ <u>2.1</u> ）	法 令 名：道路交通法（5－ <u>1.8</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>9.0</u> 条第 <u>1.0</u> 項	根 抱 条 項：第 <u>90</u> 条第 <u>10</u> 項	
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>3.3</u> 条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>33</u> 条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
法 令 名： 道路交通法（5－ <u>22</u> ）	法 令 名： 道路交通法（5－ <u>19</u> ）	
根 抱 条 項： 第 <u>91</u> 条	根 抱 条 項： 第 <u>91</u> 条	
処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更	処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更	
原権者（委任先）： 千葉県公安委員会	原権者（委任先）： 千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>93</u> 条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第 <u>23</u> 条第1項（適性試験）、第 <u>24</u> 条第6項（技能試験）	法 令 の 定 め：道路交通法第 <u>93</u> 条第2項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第 <u>23</u> 条第1項（適性試験）、第 <u>24</u> 条第6項（技能試験）	
処 分 基 準：身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。	処 分 基 準：身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1を基準としつつ、 その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2を基準とする。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転教育課安全運転相談係 043-274-2000	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転教育課安全運転相談係 043-274-2000	
備 考：	備 考：	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.3</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>1.0.3</u>条第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>1.0.3</u>条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第<u>1.0</u>項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第<u>3.3</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>3.8</u>条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第<u>3.8</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.0</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>103</u>条第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第<u>10</u>項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.4</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>103</u>条第2項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法<u>103</u>条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</p> <p>処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.1</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>103</u>条第2項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法<u>103</u>条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</p> <p>処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備 考：</p>	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.5</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>103</u>条第4項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令 第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.2</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>103</u>条第4項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令 第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p> <p>処 分 基 準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p> <p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2（略）	別紙1及び別紙2（略）	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5－ <u>2_6</u> ）	法 令 名：道路交通法（5－ <u>2_3</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>103</u> 条第7項	根 抱 条 項：第 <u>103</u> 条第7項	
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>38</u> 条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>38</u> 条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
法 令 名：道路交通法（5－ <u>2.7</u> ）	法 令 名：道路交通法（5－ <u>2.4</u> ）	
根 抱 条 項：第 <u>103</u> 条第8項	根 抱 条 項：第 <u>103</u> 条第8項	
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>3.8</u> 条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 <u>38</u> 条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 <small>令和5年4月1日作成</small>	処 分 基 準 <small>令和5年1月1日作成</small>	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.8</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>10.4</u>条の2の3第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>10.2</u>条第1項から第4項まで（臨時適性検査等）、第<u>10.3</u>条第1項第1号、第1号の2又は第3号（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第<u>3.9</u>条の2第1項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.5</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>104</u>条の2の3第1項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>102</u>条第1項から第4項まで（臨時適性検査等）、第<u>103</u>条第1項第1号、第1号の2又は第3号（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第<u>39</u>条の2第1項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）</p>	
<p>処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p>	<p>処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p>	
<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	<p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
<u>令和5年4月1日作成</u>	<u>令和5年1月1日作成</u>	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>29</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>104</u>条の2の3第3項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>90</u>条第1項第1号から第2号まで（免許の拒否等）、第<u>101</u>条の7（臨時認知機能検査等）、第<u>102</u>条第1項から第7項まで（臨時適性検査等）、第<u>103</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）第<u>108</u>条の2第1項第12号（講習） 道路交通法施行令第<u>37</u>条の6の3（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）、第<u>37</u>条の6の4（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第<u>37</u>条の7（臨時適性検査）、第<u>39</u>条の2第2項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等） 道路交通法施行規則第<u>29</u>条の2の5第1項（臨時高齢者講習）、第<u>29</u>条の3第1項（臨時適性検査等）</p> <p>処 分 基 準：臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）がそれぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習に係る処分については法令の定めを基準とし、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課<u>高齢運転者係</u>、安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>26</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>104</u>条の2の3第3項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>90</u>条第1項第1号から第2号まで（免許の拒否等）、第<u>101</u>条の7（臨時認知機能検査等）、第<u>102</u>条第1項から第7項まで（臨時適性検査等）、第<u>103</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）第<u>108</u>条の2第1項第12号（講習） 道路交通法施行令第<u>37</u>条の6の3（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）、第<u>37</u>条の6の4（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第<u>37</u>条の7（臨時適性検査）、第<u>39</u>条の2第2項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等） 道路交通法施行規則第<u>29</u>条の2の5第1項（臨時高齢者講習）、第<u>29</u>条の3第1項（臨時適性検査等）</p> <p>処 分 基 準：臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）がそれぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習に係る処分については法令の定めを基準とし、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をするができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。</p> <p>問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課<u>講習係</u>、安全運転相談係</p> <p>備 考：</p>	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>30</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>107</u>条の5第1項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第<u>107</u>条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第<u>40</u>条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>27</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>107</u>条の5第1項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第<u>107</u>条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第<u>40</u>条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	
<p>処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p> <p>6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	<p>処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p> <p>6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	
<p>問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000）</p> <p>聴聞係</p> <p>処分係</p>	<p>問 い 合 わせ 先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000）</p> <p>聴聞係</p> <p>処分係</p>	
備 考：	備 考：	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準 令和5年4月1日作成	処 分 基 準 令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>3.1</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>107</u>条の5第2項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>107</u>条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第<u>40</u>条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.8</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>107</u>条の5第2項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>107</u>条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第<u>40</u>条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	
備 考：	備 考：	
別紙 (略)	別紙 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>3.2</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>1.0.7</u>条の5第9項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>1.0.3</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第<u>1.0.7</u>条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第<u>3.3</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>3.8</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第<u>4.0</u>条（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>2.9</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第<u>107</u>条の5第9項</p> <p>処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第<u>103</u>条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第<u>107</u>条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第<u>33</u>条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第<u>38</u>条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第<u>40</u>条（自動車等の運転の禁止の基準）</p>	
<p>処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p> <p>6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	<p>処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p> <p>6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備 考：</p>	<p>問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>33</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の3の4</p> <p>処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5－<u>30</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の3の4</p> <p>処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）</p>	
<p>処 分 基 準：</p> <p>道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 	<p>処 分 基 準：</p> <p>道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。 	
問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	
備 考：	備 考：	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.4</u>）</p> <p>根 拠 条 項：第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.1</u>）</p> <p>根 拠 条 項：第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問い合わせ先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	

新	旧	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和5年4月1日作成	令和5年1月1日作成	
<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.5</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問 い 合 わせ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	<p>法 令 名：道路交通法（5-<u>3.2</u>）</p> <p>根 抱 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項</p> <p>処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し</p> <p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）</p> <p>処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。</p> <p>問 い 合 わせ 先：千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</p> <p>備 考：</p>	
別紙1及び別紙2 (略)	別紙1及び別紙2 (略)	